

知多市立佐布里小学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

学校という集団生活の場ではいじめは起きうるものという前提に立ち、その上で全教育活動を通じて未然防止に努め、起きたときは速やかに組織的対応をもって解決する。対応にあたっては保護者との連携を重視し、必要に応じて教育委員会等の協力も求める。

2 いじめ防止対策の組織

(1) いじめ不登校対策委員会

- ① 目的
 - ・いじめ防止に係る方針や具体的対策についての共通理解を図る。
 - ・大きないじめが起きたときに事案の内容を共通理解し、組織的対応で解決を図る。
 - ・生活指導面で配慮の必要な児童の情報の共通理解を図る。

- ② 構成員
全職員、必要に応じてスクールカウンセラー

- ③ 回数
月1回+大きな問題が起きたとき

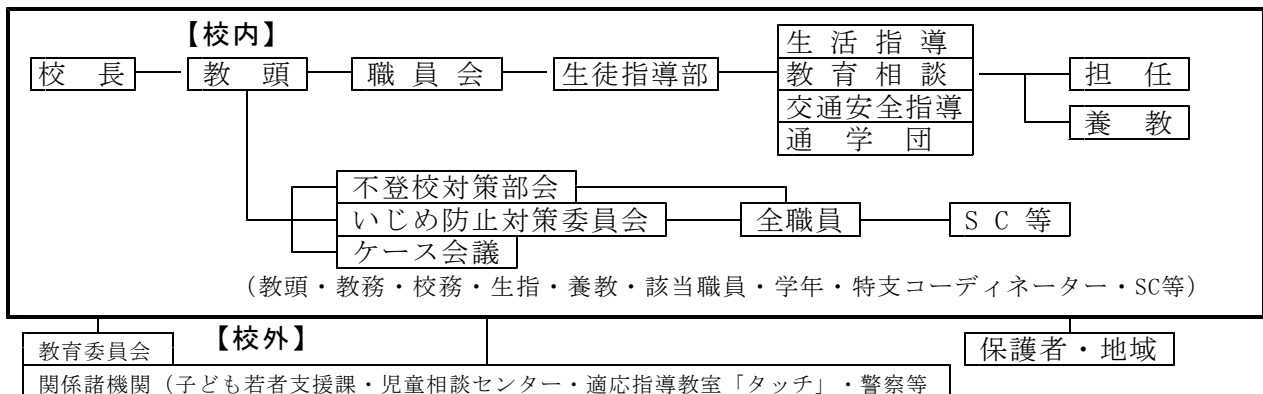
(2) ケース会議

- ① 目的
いじめの疑われる事案が起きたときに関係者が情報を共有し、解決策を検討する。

- ② 構成員
校長，教頭，教務主任，校務主任，生活指導主任，養護教諭，関係職員，必要に応じてスクールカウンセラー

- ③ 回数
いじめの疑われる事案が起きたとき

【いじめ防止対策組織図】



3 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめを受けた児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、必要な措置を講じるものとする。また、この申立てに対し、調査をせずには重大事態には当たらないと判断してはならない。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命，心身又は財産に重大な被害(※1)が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。ただし，間を通算して30日を目安とし，一定期間，連続して欠席しているような場合には，この目安に関わらず，重大事態として取り扱うものとする。

※1 「重大な被害」の具体例

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・その他生命、心身又は財産などに重大な被害を受けた場合

(2) 重大事態発生時の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告する。

- ① 学校は、いじめ防止対策委員会を母体として調査や対応を行う。
- ② この調査は、事実関係を明確にするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び市、教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を目的に行う。

(3) 当該重大事態に関わる関係児童生徒への対応

重大事態として特に留意すべきこととして、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあることを想定し、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、正確で一貫した情報提供や個人のプライバシーへの配慮に細心の注意を払う。

4 いじめ防止の具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ・すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- ・すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- ・道徳の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、話し合う活動を推進する。
- ・インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処できるよう、児童に対する情報モラル教育の充実を図る。
- ・教員が個々の児童を広く深く理解する。

(2) 早期発見の取組

- ・全職員が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努める。
- ・教職員は児童が相談しやすいような姿勢、雰囲気づくりに努める。
- ・児童の変化などの気付いた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- ・学期に1回、全児童対象に記名式アンケートを行い、教育相談を実施する。
- ・教職員と児童の間で交わされる日記等の記述からうかがう。
- ・積極的に保護者からの相談を受け入れる体制を構築する。

(3) いじめに対する指導

- ・関係児童、周囲の児童から情報を収集し、事案の正しい認識を図る。
- ・速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。
- ・加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行い、保護者にも協力を求める。
- ・ケース会議等で組織的対応の方法を検討する。
- ・悪質、重大な事案として取り扱われるものについては、教育委員会とも対応を協議し、必要であれば所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

【平成30年4月1日策定】

【平成31年4月3日改訂】